

電子入札システム導入にあたっての留意事項（共同企業体用）

【入札について】

- (1) 共同企業体として入札に参加するためには、まず、共同企業体としての電子入札システムの I D を取得する必要がありますので、下記アドレスの Logo フォームから共同企業体の代表者が自社及び構成員を登録してください。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1017248>

- (2) 電子入札システムを使用する公告案件の設計図書は、設計図書ダウンロードシステムから自社の I D でダウンロードする必要があります。

⇒入札事業者の I D でのダウンロード履歴が確認できなければ入札は無効となります。

- (3) この入札は、事前審査型の入札になりますので、電子入札・紙による入札にかかわらず、公告に記載された期間内に入札参加資格確認申請を行ってください。

⇒事前に申請がなければ、入札に参加することができません。

- (4) 入札参加資格確認申請の際、落札時の契約方法を申し出る「契約の方法に関する申出書」を添付してください。

- (5) 電子入札に当たっては、入札参加資格確認が行われたあと、入札期間内に入札金額等を登録してください。

- (6) 紙での入札の場合も、入札参加資格確認が行われたあとに、開札日に配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便で入札書ほか必要書類を郵送してください。

【電子契約について】

- (7) 電子契約を選択した落札事業者には、電子メールで工事担当課監督員等のお知らせを行います。

必要に応じて、「再資源化等に要する経費等」や「工期申出書」等を作成し、工事担当課監督員と電話等で協議を行ってください。

監督員の了解が得られましたら、確定した書類を経営企画課に電子メールで送付してください。

- (8) 契約は、落札通知の翌日から起算して 7 日以内に締結しなければなりません。関係書類が整わなければ、契約書を電子契約システムで送ることができませんので、早期の関係書類の提出にご協力ください。

※ 経営企画課 契約係

電話番号 0166-24-3171

FAX 番号 0166-25-9500

メールアドレス keiyaku_suido@city.asahikawa.lg.jp